

# 『フェミニスト経済学』第1刷正誤表

2024.3.29 有斐閣

●iv ページ

市井 礼奈 (いちい れな) →市井 礼奈 (いちい れいな)

金井郁 埼玉大学人文社会科学部教授→埼玉大学大学院人文社会科学部教授

古沢希代子 大阪市立大学大学院経済学研究科博士後期課程修了→

大阪市立大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得退学

●vi ページ最後の行, vii ページ3行目, 29 ページ第2節の副題, 35 ページ2.3

Redistribution →Redistribute

●4 ページ下から13行目, 14 ページ下から1行目, 14 ページ下から1行目~15 ページ1行目, 15 ページ12行目

第2派→第2波

●10 ページ第2段落3行目

行為へと結びつく動的な要素(行為主体性)である。

→行為へと結びつき, 状況に変化をもたらす行為力(行為する力)である。

●10 ページ第2段落下から2行目

その構造を変える主体性をもった存在として, →その構造を変える力をもった存在として,

●12 ページ下から11行目

集団行動としてのエージェンシーが重要となる →集合としてのエージェンシーが重要となる

●12 ページ下から10行目

集団的なエージェンシー →集合的エージェンシー

●13 ページ3行目

集団的形態に目を向けてきた →集合的形態に目を向けてきた

●13 ページ下から10行目

集団的エージェンシーとなっていた →集合的エージェンシーとなっていた

●13 ページ下から7行目

集団的なエージェンシーがケイパビリティの向上につながる

→集合的エージェンシーがケイパビリティの拡大につながる

●13 ページ下から3行目

構造のなかに存在する主体として →構造のなかに存在する行為体として

- 15 ページ下から 15 行目  
エージェンシーという**行為主体**に →エージェンシーという**行為体**に
- 35 ページ 2.3 の 1 段落目 9 行目  
アンペイドワークの再配分 (**redistribution**) →アンペイドワークの再配分
- 40 ページ下から 10 行目  
5 つの R (Recognize/Reduce/Redistribution/Reward/Representation)  
→  
5 つの R (Recognition/Reduction/Redistribution/Reward/Representation)
- 50 ページ 11 行目  
マララ・ユ**ヌ**フザイ→マララ・ユ**ス**フザイ
- 71 ページ下から 3 行目  
所得を得られる点で、**効用**につながる。  
→所得を得られる点で**消費が可能**となり**効用**につながる。
- 72 ページ第 2 段落の下から 3 行目  
労働は苦痛をとまなうが所得が得られる**効用**があることを前提としている。  
→労働は苦痛をとまなうが所得が得られて**消費財**による**効用**があることを前提としている。
- 95 ページ 5 行目  
第IV期基本計画 (20 年～) →第IV期基本計画 (23 年～)
- 111 ページ下から 2 行目  
効用は、**所得**と余暇によって決まると**考え**、  
→効用は、**消費財**と余暇によって決まると**され**、
- 112 ページ 1 行目  
**所得**を増やすには →**消費 (所得)**を増やすには
- 141 ページ下から 8 行目  
持続**性**な経済成長 →持続**的**な経済成長
- 160 ページ 3 行目  
**2006**年の女性予算プログラム廃止以降→**1996**年の女性予算プログラム廃止以降
- 214 ページ下から 8 行目, 221 ページ注 7, 248 ページ 1 行目, 270 ページ下から 1 行目, 295 ページ「か 行」最終行  
**婚資**→**持参金**
- 216 ページ最後の行  
増えたことともに →増えたこと**と**ともに

- 249 ページ 12 行目  
1979 年から 96 年にかけて →1974 年から 96 年にかけて
  
- 249 ページ 15～16 行目  
…資産の増加がみられた (Jones and Bernstein [2021])。  
→  
…資産の増加がみられた。
  
- 249 ページ 18 行目  
も、スウェーデンの 60 年中絶合法化やメキシコの 2007 年中絶法改正後に、女性の学業継続と経済力の向上が確認された。  
→  
も、オスロ市の 1965 年中絶合法化では女性の学業継続と経済力の向上が、メキシコ市の 2007 年中絶合法化では世帯内意思決定における女性の力が増したことが確認された (Jones and Bernstein [2021]) 。
  
- 251 ページ第 1 段落 12 行目  
婚資→持参金・婚資
  
- 269 ページ 1 行目, 270 ページ下から 3 行目  
男たち→男性たち
  
- 271 ページ 8 行目  
「 」を削除
  
- 276 ページ 7 行目  
「持続可能な開発目標 (SDGs)」  
→「我々の世界を変革する——持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」
  
- 276 ページ 9 行目  
「…の政策ターゲット」のあとに (「持続可能な開発目標 (SDGs)」) を」挿入
  
- 277 ページ 16 行目  
適応策に関する争点の 1 つは、既存の→緩和策に関する争点の 1 つは、既存の
  
- 278 ページ 6 行目  
検討を行っている。(Chalifour [2010])。→検討を行っている (Chalifour [2010])。
  
- 278 ページ最後の行～279 ページ 5 行目  
フェミニスト経済学は、脱成長論を社会正義と環境を重視するシステムの構築をめざす社会運動に立脚すると評価する一方、その理論化においてフェミニスト視点が存在するのかを問うている。脱成長論が人間による自然の破壊を批判する一方、家父長制を不問に付したり、共同体や非西洋思想にも潜む差別に無自覚であったり、環境を守るためとして人口管理を主張したり、先住民の生存権を軽視する傾向があることを警戒しているのである (Dengler [2021])。

→

フェミニスト経済学は、脱成長論を社会正義と環境正義を重視するシステムの構築をめざす社会運動に立脚すると評価し、その理論化においてフェミニストによる貢献が知的基盤になっていると考える。たとえば、フェミニスト経済学は社会的再生産を生態系の再生産とともに経済社会の基盤にとらえ、ケアワークの不可視化、負担の非対称性、そして、ジェンダーによる上下関係を長きにわたって問題にしてきた。脱成長論者はオルタナティブな豊かさを追求するが、公平な賃金とまともな労働条件と公正な再分配政策のもと繁栄する経済の一領域としてケア部門を掲げている (Dengler [2021])。

●280 ページ下から 6 行目

母性原理→「女性原理」

●281 ページ 3.2 の 1 行目

エコロジカル経済学→エコロジー経済学

お詫びして訂正いたします。

## 『フェミニスト経済学』第2刷正誤表

2024.3.29 有斐閣

- vi ページ最後の行, vii ページ3行目, 29 ページ第2節の副題, 35 ページ2.3  
Redistribution →Redistribute
- 35 ページ2.3の1段落目9行目  
アンペイドワークの再配分 (redistribution) →アンペイドワークの再配分
- 40 ページ下から10行目  
5つのR (Recognize/Reduce/Redistribution/Reward/Representation)  
→  
5つのR (Recognition/Reduction/Redistribution/Reward/Representation)
- 141 ページ下から8行目  
持続性な経済成長 →持続的<sup>な</sup>経済成長
- 160 ページ3行目  
2006年の女性予算プログラム廃止以降→1996年の女性予算プログラム廃止以降
- 216 ページ最後の行  
増えたこととともに →増えたことと<sup>と</sup>ともに
- 249 ページ12行目  
1979年から96年にかけて →1974年から96年にかけて
- 249 ページ15~16行目  
…資産の増加がみられた (Jones and Bernstein [2021])。  
→  
…資産の増加がみられた。
- 249 ページ18行目  
も, スウェーデンの60年中絶合法化やメキシコの2007年中絶法改正後に, 女性の学業継続と経済力の向上が確認された。  
→  
も, オスロ市の1965年中絶合法化では女性の学業継続と経済力の向上が, メキシコ市の2007年中絶合法化では世帯内意思決定における女性の力が増したことが確認された (Jones and Bernstein [2021]) 。
- 269 ページ1行目, 270 ページ下から3行目  
男たち→男性<sup>たち</sup>

●277 ページ 16 行目

適応策に関する争点の 1 つは、既存の→緩和策に関する争点の 1 つは、既存の

●278 ページ 7 行目

検討を行っている。(Chalifour [2010])。→検討を行っている (Chalifour [2010])。

●279 ページ 1 行目～6 行目

フェミニスト経済学は、脱成長論を社会正義と環境を重視するシステムの構築をめざす社会運動に立脚すると評価する一方、その理論化においてフェミニスト視点が存在するのかを問うている。脱成長論が人間による自然の破壊を批判する一方、家父長制を不問に付したり、共同体や非西洋思想にも潜む差別に無自覚であったり、環境を守るためとして人口管理を主張したり、先住民の生存権を軽視する傾向があることを警戒しているのである (Dengler [2021])。

→

フェミニスト経済学は、脱成長論を社会正義と環境正義を重視するシステムの構築をめざす社会運動に立脚すると評価し、その理論化においてフェミニストによる貢献が知的基盤になっていると考える。たとえば、フェミニスト経済学は社会的再生産を生態系の再生産とともに経済社会の基盤ととらえ、ケアワークの不可視化、負担の非対称性、そして、ジェンダーによる上下関係を長きにわたって問題にしてきた。脱成長論者はオルタナティブな豊かさを追求するが、公平な賃金とまともな労働条件と公正な再分配政策のもと繁栄する経済の一領域としてケア部門を掲げている (Dengler [2021])。

●280 ページ下から 5 行目

母性原理→「女性原理」

●281 ページ 3.2 の 1 行目

エコロジカル経済学→エコロジー経済学

お詫びして訂正いたします。